

地独評委第5号
平成25年8月9日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 清島 満



意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）に係る中期計画の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第3項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第26条第1項の規定に基づき平成25年7月17日付け下病第75号で法人から知事に対し認可の申請のあった中期計画の変更については、認可することが適当である。

